

# 山梨市リフト付車両外出支援サービス事業実施要綱

平成 29 年 5 月 12 日  
告示第 74 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、生活支援事業の一環として、外出が困難な在宅の高齢者等に対し、リフト付車両による外出支援サービス（以下「リフト付車両サービス」という。）を提供することによって、外出の機会を拡大するとともに外出に伴う家族の負担軽減を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第 2 条 外出支援サービス事業の実施主体は、山梨市とする。ただし、事業運営については、社会福祉法人山梨市社会福祉協議会又は適切な事業運営が確保できると認められる事業所（以下「事業受託者」という。）に委託できるものとする。

## (利用対象者)

第 3 条 リフト付車両サービスの利用対象者は、次の各号にすべて該当するものとする。

- (1) 年齢がおおむね 65 歳以上でひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯の高齢者であつて、山梨市に居住し、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 前年度の市民税非課税世帯である者
- (3) 車椅子等を利用しなければ外出が困難な者で移送の際、座位姿勢が可能な者

## (利用範囲)

第 4 条 リフト付車両サービスの利用の範囲は、次の各号に定めるものとし、利用回数は 1 か月に 2 回までの送迎を限度とする。ただし、運行の範囲は、原則として山梨市内及び甲州市内並びに笛吹市の春日居町、一宮町及び石和町とする。

- (1) 医療機関での診療を受けるための通院、入院又は医療機関から退院するとき
- (2) 理美容店に出向くなど身体の衛生保持をするとき
- (3) 福祉施設への通所、入所又は退所するとき
- (4) 地方公共団体又は福祉団体等が主催する事業又は会議に参加するとき
- (5) 公共機関での諸手続きを行うとき

## (実施日)

第 5 条 リフト付車両サービスを実施する日は、次の各号に掲げる日以外とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日までの日

(運行時間)

第6条 リフト付車両サービスの運行時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。



(申請)

第7条 リフト付車両サービスを希望する者は、山梨市リフト付車両外出支援サービス事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び日常生活動作能力調査票（様式第2号。以下「調査票」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請書及び調査票の提出を受けたときは、内容を審査の上、14日以内に外出支援サービス実施の可否の決定を行うものとする。
- 3 市長は、サービスの実施を決定したときは、山梨市リフト付車両外出支援サービス事業利用決定書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(利用料)

第8条 リフト付車両サービスの利用者は、利用料として1km当たり30円を事業受託者へ納付しなければならない。

(利用対象者の異動等)

第9条 リフト付車両サービスの利用対象者に異動が生じた場合、申請者は市長に山梨市リフト付車両外出支援サービス事業利用異動届（様式第4号）により届けるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年5月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日までに、山梨市外出支援サービス事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続き、その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(様式省略)

